

一人親方特別加入団体  
かわちの一人親方労災保険組合

# 会 則

## 第1章 総 則

(名称・所在地)

第1条 本会は「かわちの一人親方労災保険組合」(以下「本会」という)と称し、事務所を東大阪市長田東2-1-31プレミール福山ビル301に置くものとする。

## 第2章 目 的

(目的)

第2条 本会は建設業に従事する一人親方の労働者災害補償保険法の規定による労災保険特別加入の推進を通じて、一人親方の労働災害の防止と福祉の向上を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一人親方特別加入の推進及び加入手続き
- (2) 労働安全衛生等に関する会報の発行、情報交換活動
- (3) 会員の福祉向上のための情報提供及び情報交換活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

## 第3章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同し本会への入会及び一人親方特別加入を申し込んだ「建設業を営む一人親方」とする。

ただし、大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・三重県・岡山県・鳥取県・香川県・徳島県に在住するものに限る。

(入会手続き等)

第5条 本会への入会手続き等は、別途「一人親方特別加入事務処理規約」にて定める。

(会費、労働保険料)

第6条 会員は次のとおり会費・労働保険料を納入しなければならない。

- (1) 会費 12,000円(年額)
  - (2) 労働保険料 法定どおり
- 2 前項の費用は本会が指定する期日までに納入しなければならない。

(年度途中の入会)

第7条 年度途中で新たに会員となった場合、会費は月単位の額とし、労働保険料は入会日の属する月から年度末までの月数にて計算した法定どおりの額とする。

(年度途中の退会)

第8条 年度途中で本会を退会した場合、既納の会費は返還しないこととし、既納労働保険料は退会日の属する月の翌月から年度末までの月数にて計算した法定どおりの額を返還する。

(会員資格の喪失)

第9条 本会会員が次の各号に該当する時は、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 会員の死亡
- (2) 事業を廃止する等により建設業の一人親方に該当しなくなった場合
- (3) 退会により会員でなくなった場合

(会員資格の取り消し)

第10条 本会会員が次の各号に該当する時は、本会は会員資格を取り消すことができる。

- (1) 会費・労働保険料の納入義務を怠った場合
- (2) 入会手続きに不正があった場合、不正を目的に入会したことが明らかになった場合、不正を行った場合
- (3) 会則等、本会の規約に対する違反があった場合

## 第4章 機関・役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置き、以上をもって役員会を構成する。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
会計監事（会計監査役）	1名

2 役員任期は2年とする。再選を妨げない。

(総代会)

第12条 総代会は原則として年1回開催し、会長がこれを招集することとする。

また、会長は必要に応じて臨時総代会を召集することができる。

2 総代会は、この会則に規定することのほか、次のことについて議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告、収支決算及び監査の報告に関すること
- (3) 役員を選任に関すること
- (4) その他必要とする事項

- 3 総代会は、総代を持って構成する。
  - (1) 総代の定数は、5名以上10名以内とする。
  - (2) 総代は、会員の中から会長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - (3) 総代は、役員を兼務することができる。
- 4 総代会は総代の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立することとする。
- 5 総代会の議事については議事録を作成する。

## 第5章 資産及び会計

### （資産）

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第14条 本会の資産は会員からの会費その他の収入により構成する。

- 2 本会の経費は資産をもって支弁する。
- 3 本会の資産は役員会の定めるところにより会長が管理する。
- 4 会長は毎会計年度に収支予算書を作成し、会員総会の承諾を受けることとする。
- 5 会長は毎会計年度に収支決算書を作成し、会計監事の監査を受けた後、会員総会で報告することとする。

### （会計監査）

第15条 会計監査は年1回、会計監査を行うこととする。また必要に応じて臨時会計監査を行うこととする。

## 第6章 規約の改廃

### （規約の改廃）

第16条 この規約の改廃は、会員総会の議決を経て行うこととする。

### （補則）

第17条 この規約の他に本会の運営に必要な事項は、会員総会の議決を経て定めることとする。

## 第7章 付則

### （規定の施行）

第18条 この規約は、一人親方特別加入の申請を行い所轄労働局長の承諾を受けた日から施行する。（2021年4月1日）

この規約は、第4回総会（2024年5月16日開催）から改正する。